



中国不正競争防止法改正(2025)の概要 — デジ

A 2025年6月27日、中国の全国人民代表大会常務委員会は「不正競争防止法（改正案）」（以下「改正法」という）を審議・可決し、同年10月15日に施行されることが確定しました。本改正は17年以来二度目の重要な改正であり、新たに8条が追加され、条文総数は41条となりました。又、今回の改正は市場競争の実務で顕在化してきた課題の解決を目的としており、主に以下のような修正点が挙げられます。

第一に、インターネット上の不正競争行為の規制を一層強化し、違法なデータ取得を含む新たなオンライン不正競争行為を明確に規定するとともに、電子商取引分野における悪質な競争行為を類型化しています。

第二に、従来の不正競争行為についても規制基準が細分化され、特にインターネット上で問題となる混同惹起行為の適用基準がより明確化されました。

第三に、プラットフォーム事業者が負う「二重のガバナンス責任」が強化されました。プラットフォーム事業者はプラットフォーム内の事業者に対し、コストを下回る価格での販売を強制、あるいは事実上強制する行為を禁止する一方で、プラットフォーム事業者に対する管理義務を課すことで、悪質な競争を抑制する仕組みを整備しています。

このほかにも複数の改正点が挙げられますが、今回は上記の点を中心に検討を加えるとともに、企業に対するコンプライアンス上の示唆についても紹介します。

1. インターネット上の不正競争行為への規制

改正法は、従来のオンライン不正競争行為に対する規制枠組みを前提としつつ、新たに以下のような二種類の不正競争行為を明確に規定しています。

(1) 違法なデータ取得行為について

改正法はインターネット領域において初めてデータの権益保護を不正競争防止法の体系に取り込み、データ取得行為に関する規制を制度化しました。

改正法第13条第3項

「事業者は、詐欺、脅迫、技術的管理措置の回避又は破壊等の不正な手段により、他の事業者が合法的に保有するデータを取得・使用して、他の事業者の合法的な権益を侵害し、市場の競争秩序を乱してはならない。」

構成要件

第一に、不正なデータ取得手段が示されています。これはデータ取得手段自体の違法性・不当性を指し、典型例として、詐欺・脅迫、技術的管理措置（例：クローラー対策）の回避又は破壊などが挙げられます。次に、保護対象は「他の事業者が合法的に保有するデータ」であり、データの取得主体間に競争関係が存在することを前提としています。最後に、損害結果の判断基準については、条文上は「正当な利益の侵害」「競争秩序の乱れ」と抽象的に規定されていますが、25年に中国国家市場監督管理総局が公表した5件の典型事例によれば、実務上は次の二点が重視されているといえます。

- ① 実質的な代替性の発生：当該行為が、他事業者のネットワーク製品・サービスの主要内容又は一部を実質的に代替しているか。
- ② 運営妨害又は運営コストの不当増加：当該行為が、他事業者のネットワーク製品・サービスの正常な運営を妨げ、又は運営コ

ストを不当に増加させているか。

(2) 悪質な競争行為について

改正法は、電子商取引プラットフォームにおいて競争相手への潜在的・隠然たる妨害行為の是正を目的に、悪意ある取引行為に対する規制条項を新設しています。

改正法第13条第4項

「事業者は、プラットフォームのルールを濫用し、又は他者を指示して、他の事業者に対し虚偽の取引・虚偽の評価・悪意ある返品等を行わせ、他の事業者の合法的権益を侵害し、市場競争秩序を乱してはならない。」

構成要件

行為要件（規則濫用）として、本規制の核心は「プラットフォーム規則の濫用」にあります。すなわち、評価システムや返品制度といった、本来は市場秩序維持のための仕組みを、競争妨害の目的で利用する点に違法性が認められるとしています。なお、この要件は事業者自身が当該行為を実施する場合だけでなく、第三者（専門代行業者等）に指示して実行させる場合も含まれます。

典型的な悪質行為としては、以下行為が明示的に列挙されています。

- ① 虚偽評価：専門代行業者を雇い、競合店舗に対して低評価を集中的に付与する行為。
- ② 虚偽取引：専門代行業者を雇い、実際には購入する意思がないにもかかわらず大量の注文を行い、対象店舗に対して虚偽の売上を形成する行為。その際、当該虚偽取引によって対象店舗の販売実績や信用評価を人為的に引き上げる一方、意図的に大量の返金処理を行うことによって、当該店舗の信用評価を低下させることを目的とする行為。
- ③ 悪意ある返品：購入意思がないにもかかわらず「七日間無条件返品」制度を悪用して大量返品を行う行為。

タリ市場における競争とプラットフォーム規制の再構築

中倫外国法事務所
パートナー弁護士 宋成哲

以上のような行為は、他の事業者の合法的権益の侵害及び市場競争秩序の混乱を引き起こすとしており、本条では、虚偽評価や悪意ある返品といった行為を類型化し、明文化した点に大きな意義があります。これにより、従来は不正競争防止法の一般条項又は包括規定に依拠していた判断の不確実性が大幅に軽減されたと評価できるでしょう。さらに、このような潜在性・隠蔽性の高い悪質行為に対し、行政機関により直接的かつ明確な法的根拠を提供しています。

2. 混同惹起行為の規制

改正法第7条では、以下のような混同惹起行為についても規制しています。

(1) 混同対象の拡張

従来の商標や商号に限らず、新たにメディアアカウント名称、アプリ名、ユーザーインターフェース上の表示等、インターネット上で広く認知される商業標識も混同の対象に含まれることとなりました。

(2) ネット検索環境における混同行為の明確化

インターネット上での間接的な混同の問題に着目し、他者の商業識別機能を有する商品名、商号（略称や名称部分を含む）、登録商標及び未登録の著名商標が検索キーワードとして利用され、結果的に公衆に混同を生じさせる可能性がある場合、それを不正競争行為と認定することを規定しました。これにより、検索キーワードの混同的な使用が、独立した規制類型として初めて明文化されました。

3. プラットフォーム事業者への規制

改正法は、プラットフォーム事業者に対して主に2つの義務を課しています。1つ目は、プラットフォーム事業者が、プラットフォーム規則を利用してプラットフォーム内の事業者に持続不可能な低価格販売を強制することを厳格に禁止しています。2つ目は、プラットフォーム内における公平競争秩序に対する管理義務を明文化しています。

(1) プラットフォーム内の事業者への低価格販売強制の禁止

改正法第14条

プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内の事業者に対して、その価格設定ルールに従って原価を下回る価格で商品販売を強制又は実質的に強制し、市場の競争秩序を乱してはならない。

コンプライアンス上の留意点

本規定は、プラットフォーム内事業者自身による低価格販売行為を直接禁止するものではなく、あくまでプラットフォーム事業者が規則設定権や相対的優位性を利用し、低価格販売を強制・事実上強制する行為を規制対象としています。

また、「強制又は実質的な強制」（例：アルゴリズム設定、プラットフォーム内の報奨・罰則制度等による暗黙の圧力）や、「コ

スト下回りの認定」（原価算定基準）をいかに正確に判断するかが重要となっています。プラットフォーム事業者は、プラットフォーム規約や販促ルールにおいて、事業者に低価格販売を強制する条項が含まれていないかを速やかに確認する必要があります。

(2) プラットフォーム事業者の管理義務について

改正法第21条により、プラットフォーム事業者に対し、プラットフォーム内における公平競争秩序の管理義務が法律上初めて規定されました。管理義務の内容は以下4点があげられます。

①規則の明示化：プラットフォーム事業者は、サービス利用規約及び取引ルールにおいて、プラットフォーム内の公平競争ルールを明示し、事業者に対して法令に基づく公正な競争を促す義務を負う。

②メカニズム整備：不正競争行為の通報・苦情処理メカニズムを構築し、プラットフォーム内の事業者及び消費者に対して救済手段を提供する必要がある。

③発見及び対応措置の整備：プラットフォーム内の事業者による不正競争行為を発見した場合、プラットフォーム事業者は速やかに法令に基づき、必要な措置（商品・サービスの削除、制限、サービス停止・終了等）を講じなければならない。

④記録保存及び報告：対応措置に関する記録を保存し、規定に従って市場監督当局に報告する義務がある。記録保存期間は措置実施日から3年以上とされる。

法的効果及び責任

プラットフォーム事業者に対し、21条違反により直接的な罰則規定はないものの、民法上の責任を負う可能性は残されています。例えば、プラットフォーム事業者がプラットフォーム内の事業者の不正競争行為を認識、又は認識すべき状況にありながら必要措置を講じず、損害が拡大した場合、中国民法典や電子商取引法に基づき、損害の拡大について連帯責任又は相応の責任を負う可能性があります。したがって、プラットフォーム事業者が改正法第21条に基づく管理義務を適切に履行したことは、合理的注意義務を尽くしたことの証明として、責任回避のための重要な抗弁手段となります。

まとめ

以上のことから、改正法では、インターネットや電子商取引環境における不正競争行為への規制を強化し、プラットフォーム事業者の責任や混同行為の認定基準を明確化しています。具体的には、違法なデータ取得や悪質な取引行為の禁止、プラットフォーム内での低価格販売の強制禁止とプラットフォーム事業者の管理義務の明文化、さらにネット検索環境における混同行為の規制と幫助責任の整備等が挙げられます。また、今回の改正は、中国領域外で行われた不正競争行為であっても、侵害結果が国内で生じた場合には改正法の適用が可能であることを明確にしておき、国境を跨いだデジタル取引における規制の法的基盤の整備が進展しました。